

第 62 回石垣島まつり 2026 出店 募集要項

出店日時：令和 8 年 11 月 7 日（土）～ 8 日（日）2 日間

- | | | |
|---------|----------------------|--|
| (1)営業時間 | 7 日(土) 11:00 ～ 20:40 | (搬入時間 7:30～10:15) ※キッチンカー事業者の搬入時間は、 |
| | 8 日(日) 11:00 ～ 20:40 | (搬入時間 7:30～10:15) 各日 10 時以降になります。 |
| (2)片付け | 各日 20:40～ | ※両日搬出車両が公園内に入れる時間は【21:30～】です。
※初日 9:00 から保健所による確認を行います。 |
| (3)消灯時間 | 各日 20:40 | |

営業場所：《飲食》新栄公園広場の区切られたスペース内で営業する。

《キッチンカー》石垣市民会館前道路の区切られた区画内で営業する。

《玩具》石垣市民会館前歩道の区切られたスペース内で営業する。

出店資格：地元業者等

募集店数：《飲食》25 業者程度（1 業者 1 ブース）※団体枠 10 業者程度

《キッチンカー》6～10 業者程度（1 業者 1 ブース）→（部活資金造成や PTA 等）

《玩具》10 業者程度（1 業者 1 ブース）

出店料：《飲食》：80,000 円（2 間（間口）×4 間（奥行））

《キッチンカー》80,000 円（キッチンカー1 台分）

《玩具》：55,000 円（2 間（間口）×2 間（奥行））

《共通》：4,000 円（ゴミ処理料金）

※出店料は抽選の結果、出店が確定した業者のみ説明会で徴収します。

※テントは各業者で準備すること。

申 込 先：石垣市商工会

住所：石垣市浜崎町 1-1-4

電話：0980-82-2672

申込で必要なもの

- ・出店申込書（商工会窓口で配布 若しくは 商工会 HP からダウンロード）
- ・臨時営業許可証 or 簡易営業許可証（飲食のみ）
- ・総合食品賠償共済の保険証券等（加入が確認できる書類）（飲食のみ）

申込期間：令和 8 年 9 月 1 日（火）～ 9 月 15 日（火）

※土・日曜、祝日を除く 9:00～17:00 まで受付。応募多数の場合は抽選とする。

抽 選 会：令和 8 年 9 月 28 日（月） 10:00～（石垣市役所 2 階 大会議室）

※募集枠を超えない場合、抽選会はありません。

説 明 会：令和 8 年 9 月 30 日（水） 10:00～（石垣市役所 2 階 大会議室）

※石垣島まつりへ出店される方のみの説明会です。

※説明会当日、出店料の納付ができない場合、出店を取り消す可能性があります。

そ の 他

- (1) テントは既製品の標準型（2 間×4 間）を使用し設営・撤去は指示どおり行う。
- (2) 後片付け及び周辺の清掃については責任を持って行う。
- (3) 出店権利の転売ならびに店貸しは禁止する。
- (4) 販売価格を見やすい場所に表示し、適正な価格で販売する。
- (5) 交通規制を守り、品物の搬入・搬出は交通規制時間帯以外に行う。
- (6) 営業許可を必要とする者は、保健所の臨時営業許可を受けること。
- (7) 酒類販売を行う者は、税務署の期限付酒類小売業免許を届け出ること。
- (8) 盗難等の事故が発生した場合は、実行委員会はその責任を負わない。
- (9) 前売りチケットは禁止とする。
- (10) 発電機の使用については、事務局と調整すること。
- (11) 消火器を設置すること。（火器を取り扱う事業者）
- (12) 飲食料提供時の容器について、必ず紙容器を使用。プラスチック製容器およびの使用は禁止。
- (13) やむを得ない事情を除き、祭り開催時間中に途中閉店しないこと。

※各条件に違反した場合は出店をただちに中止させ、翌日からの出店についても差し止める。なお、その場合は出店料及び協賛金の返還を行わない。次年度以降の出店申し込みについても検討する。